

## 常永地区計画区域内における建築物等 に関する基準のチェックリスト

申請者 住所

氏名

電話

☐

〔留意事項〕

1. 下記の内容を図面等により確認しながら捺印欄に捺印してください。
2. 審査欄には、記入・捺印しないでください。
3. 不明な点については、昭和町役場都市整備課に照会してください。

No	項 目	内 容	捺 印	審 査 欄						
1	区 域	地区計画区域内のどの計画地区に含まれているか。 ( A地区・B地区・C地区・D地区・E地区 ) ※該当する地区を○で囲むこと。								
2	建築物等の 用途の制限	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">A地区 B地区 E地区</td> <td>用途地域による制限に適合するか。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C地区</td> <td>用途地域による制限の他、地区計画による制限(※)に適合するか。 ※マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。及びカラオケボックスその他これに類するものは建築してはならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D地区</td> <td>用途地域による制限の他、地区計画による制限(※)に適合するか。 ※キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの。及び個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは建築してはならない。</td> </tr> </table>	A地区 B地区 E地区	用途地域による制限に適合するか。	C地区	用途地域による制限の他、地区計画による制限(※)に適合するか。 ※マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。及びカラオケボックスその他これに類するものは建築してはならない。	D地区	用途地域による制限の他、地区計画による制限(※)に適合するか。 ※キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの。及び個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは建築してはならない。		
A地区 B地区 E地区	用途地域による制限に適合するか。									
C地区	用途地域による制限の他、地区計画による制限(※)に適合するか。 ※マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。及びカラオケボックスその他これに類するものは建築してはならない。									
D地区	用途地域による制限の他、地区計画による制限(※)に適合するか。 ※キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの。及び個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは建築してはならない。									
3	敷 地 の 規 模 等	1区画における敷地面積の最低限度(200㎡以上)に適合しているか。								
4	壁面の位置	<p>隣地境界線及び道路境界線(隅切部分を除く)から建築物の外壁又は柱(以下、「外壁等」という)までの距離は、1.0m以上となっているか。 ただし、次に該当する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。</li> <li>▼ この限度を満たない距離にある出窓等で、その部分の外壁等の中心線の長さの合計がその面に対して3m以下であるもの。</li> <li>▼ 専ら自動車車庫の用に供する建築物等で、外壁等で囲まれないオープンなカーポート等</li> </ul>								

No	項 目	内 容		捺 印	審査欄
5	建築物等の高さ	A地区	10m以下となっているか。		
6	建築物等の形態又は意匠	<p>建築物等の外壁及び屋根の色調は、地区の環境に調和した落ち着いた色調となっているか。</p> <p>◇ 外壁の色彩はベージュ等の低・中彩度を基調とする。</p> <p>◇ 屋根の色は黒又はグレー等の低・中彩度を基調とする。</p>			
	広告及び看板類	全地区	山梨県屋外広告物条例第9条第3号各号の一に該当するもの以外は設置できない。		
		A地区 B地区	<p>次に該当するものは設置できない。</p> <p>▼ 広告及び看板等で建築物の上部に突出するもの。</p> <p>▼ 光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴うもの。</p>		
7	かき又はさくの構造	A地区 B地区 C地区 D地区	<p>道路側に設置する塀又は隣地境界に設ける塀は、生垣か開放的なフェンスとなっているか。</p> <p>◇ 塀の高さは2.0m以下とする。</p> <p>◇ 敷地境界にコンクリートブロック等を設置する場合には、基礎を含めた路面からの高さを1.0m以下とし、上部においては概ね50%以上を開放的な構造とする。</p>		
8	緑化の推進	<p>敷地内の緑化率は、敷地面積の3%以上を目標とし、景観上、特に必要と認められるところに、積極的に緑化の推進を図っているか。また、景観上特に必要と認められる区域（建築物、駐車場、ゴミ置場等の外周等）においても、緑地の保全や植栽等による緑化の推進を積極的に図っているか。</p>			
9	道路整備計画との整合性	<p>建築物等の配置は、道路整備計画による道路幅員に基づいているか。</p> <p>※ 土地区画整理区域外の道路（建築基準法第42条に規定するもの）に接道している場合は、事前に町都市整備課及び建設課と協議を行ない、指示・指導を受けること。</p> <p>※ 土地区画整理区域内の未整備又は整備途中の道路に接道する場合は、整備状況等に留意し、事前に町都市整備課と協議し、指示・指導を受けること。</p>			